

三重県が
取り組むべき

基本的な
3つの課題

2

雇用形態の男女差

ライフイベントに左右される女性の働き方
女性に影響が偏ることは当たり前？

結婚・出産期にあたる年代に女性の労働力率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブについては、近年、改善傾向が見られます。しかしながら、女性は30歳前後のタイミングで雇用形態に変化が生まれる傾向が依然として強く、ライフイベントを起因とした影響を受け続けています。

労働力の変化

いわゆるM字カーブは、平成22（2010）年や平成27（2015）年と比べて改善傾向にありますが、令和2（2020）年のデータでは、男性の労働力率が20代〜30代にかけてほぼ横ばいで推移するのに対し、女性の労働力率^{※5}は低下が見られます（図17）。

COLUMN

女性のキャリアを阻む壁は、 女性の意識ではなく硬直的な職場環境

男女の所得格差の主因は、女性に非正規職が多いこと、そして管理職が少ないことにあります。

女性のキャリア形成が難しくなる背景には、出産・育児期にキャリアが停滞して結果として所得が低くなる「チャイルド・ペナルティ」という現象があります。残業が難しくなったり、突発的な欠勤が生じやすくなることで、本人も責任ある仕事を避けがちになり、職場も重要業務を任せない傾向が強まります。

こうして女性は「マミートラック」に置かれ、キャリアアップの

機会が閉ざされてしまいます。

これは女性の能力や意欲の問題ではありません。柔軟な働き方の整備や効率化など、職場側が構造的に対応することで是正が可能なのです。



静岡県立大学 経営情報学部 准教授
慶應義塾大学 特任准教授
名商大ビジネススクール 客員教授(非常勤)
Co-Innovation University 教授
株式会社ワークシフト研究所 所長

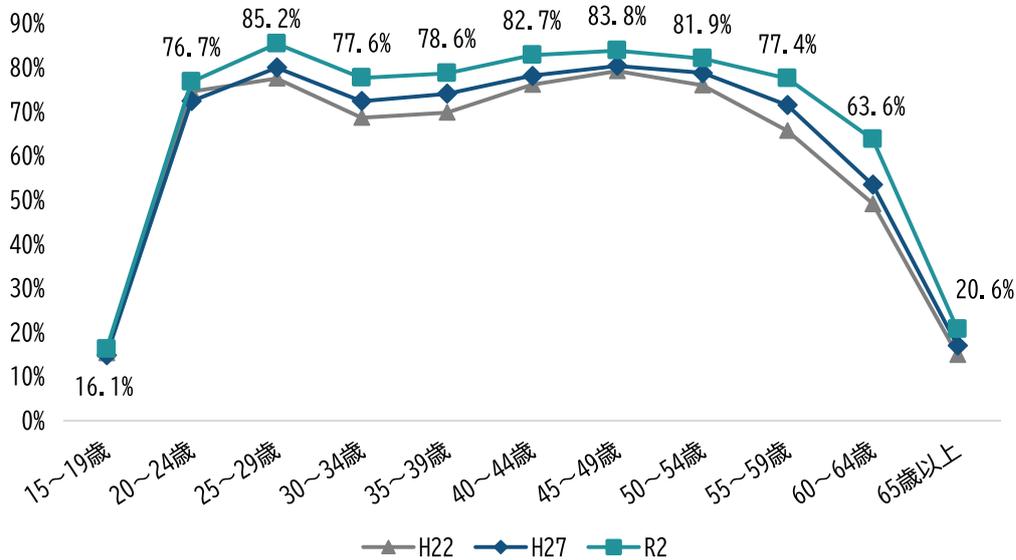
国保 祥子 さん

※5 15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者（仕事に就くことが可能で仕事を探している人）」を合わせた人口（労働力人口）が占める割合のこと。



図17 年齢階級別労働力率（三重県）

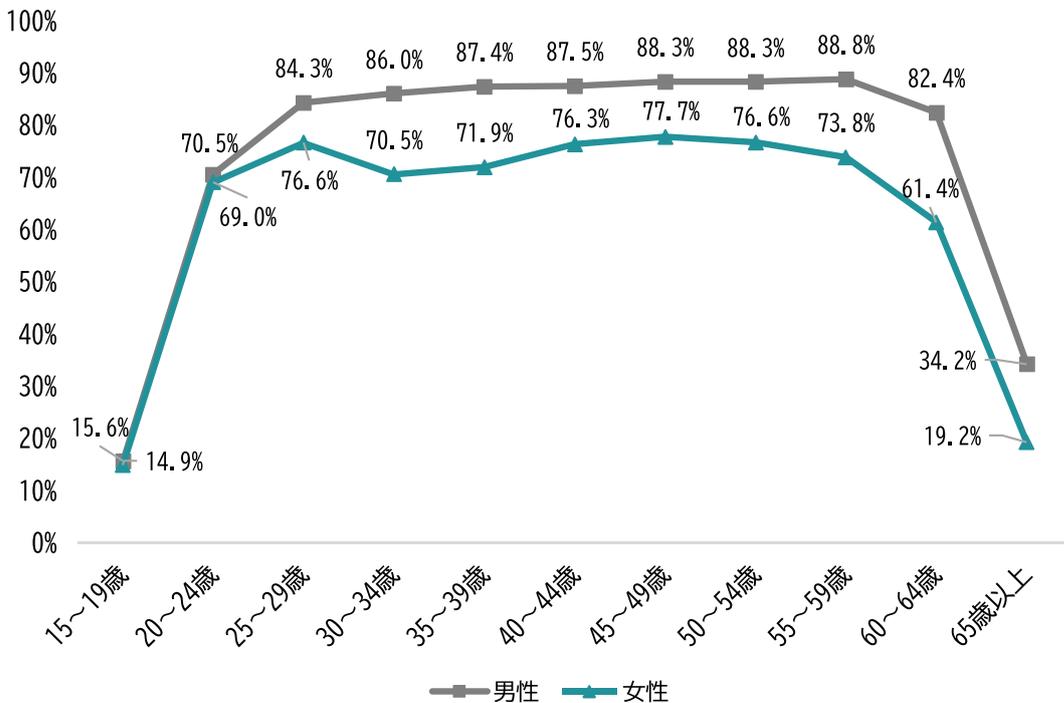
女性の年齢階級別労働力率の推移（三重県）



出典：総務省「国勢調査」※労働力状態「不詳」の者を除いて算出

改善傾向にあるものの、男性に比べ女性の労働力率は低下が見られる

男女別の年齢階級別労働力率（三重県）（令和2（2020）年）



出典：総務省「国勢調査」

女性の正規雇用比率の変化

女性の正規雇用比率は、25歳〜34歳をピークに低下しており、いわゆる「女性のL字カーブ」が現れています(図18)。また、三重県は15歳〜24歳以外の各年齢層で比率が全国平均より低い状況にあります。出産や育児等を契機に女性が正規雇用から非正規雇用に移行している傾向が読み取れる状況です。

三重県の女性の非正規雇用比率の特徴

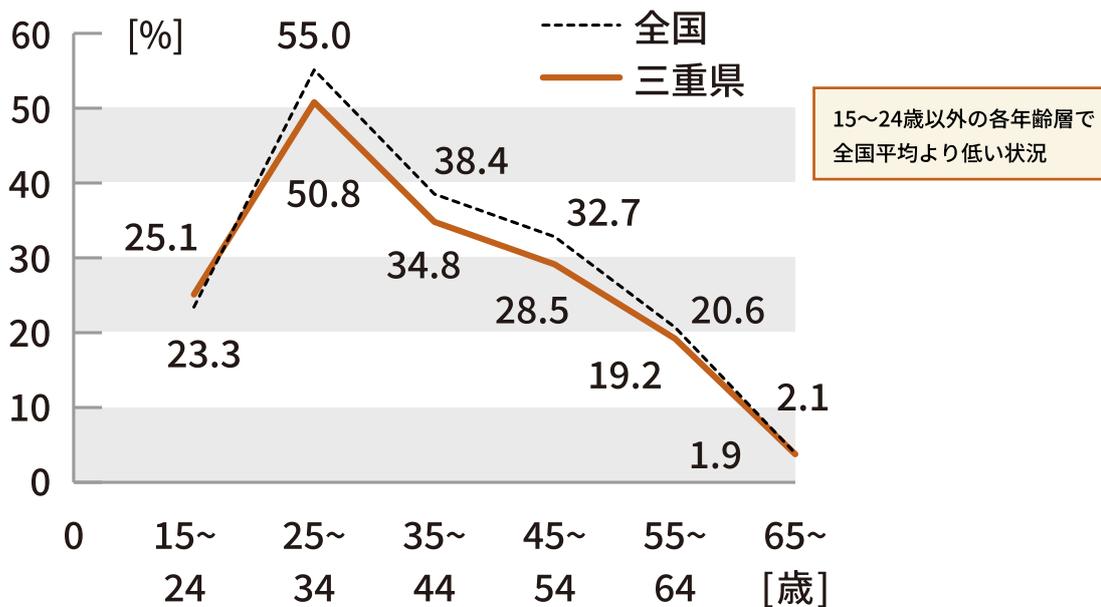
三重県の労働者全体に占める非正規雇用者の割合(非正規雇用比率)は38・8%で全国9位、特に女性は58・0%で全国2位と高い水準にあります。

一方、三重県の非正規雇用者に占める「不本意・非正規雇用者」(※⑤)の比率は8・1%で全国44位と低い水準にあることから、三重県においては「本意・非正規雇用者」、つまり、自ら選択して非正規となる者の割合が高いという特徴が読み取れます(図20)。

「年収の壁」と生涯可処分所得の関係

内閣府が、女性が出産後に働き方を変えていくことによって世帯の生涯の可処分所得がどの程度変化するかについて、一定の仮定に基づき試算を行いました(図19)。出産後にパートタイムとして復職した際に、「年収の壁」を

図18 女性の年齢階級別正規雇用比率



出典: 総務省「就業構造基本調査」(令和4(2022)年)



国では、働き控えにつながっている「年収の壁」の見直しをすすめています。働くことの意欲を促進し、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない、税制や社会保障制度等の整備が必要です。

超えて年収150万円働くケースの場合、就業期間中の給与所得の増加に加え、退職後の年金所得の増加により、「年収の壁」内で働く場合と比べて、世帯の生涯可処分所得は合計1200万円増加します。また、年収200万円働くケースの場合、世帯の可処分所得は合計2200万円増加します。

図19 パート再就職の場合の可処分所得の試算

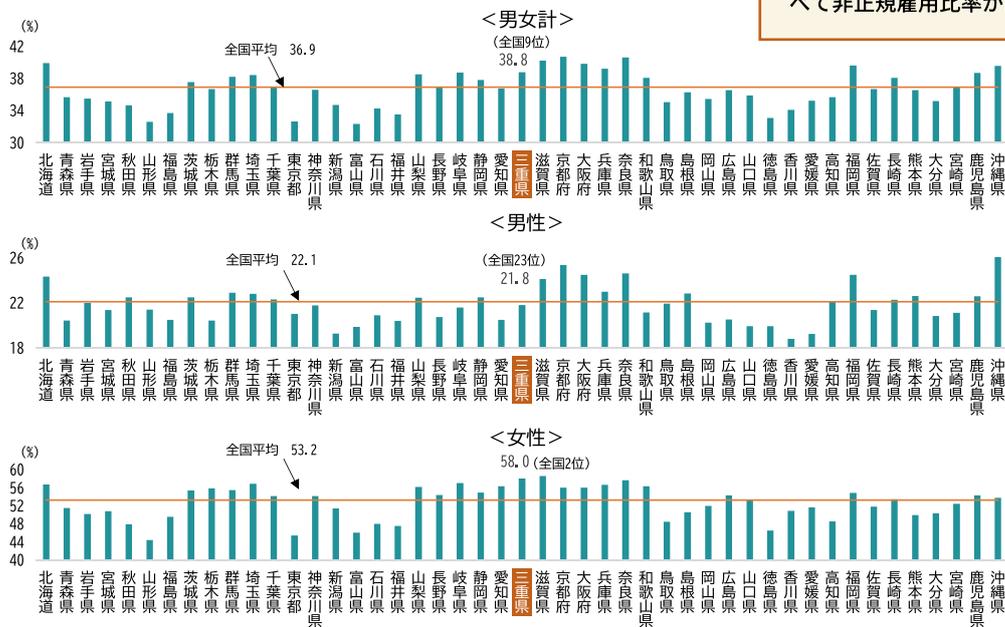
	ケース②-B 年収100万円	ケース②-C 年収150万円	《参考》 年収200万円	
妻の給与所得 (パート再就職後・ 税・社会保険料控除後)	約2,700万円	約3,300万円	約4,300万円	合計 ・ケース②-B:約5,500万円 ・ケース②-C:約6,900万円 ・参考ケース :約8,100万円
妻の年金所得 (税・社会保険料控除後)	約2,800万円	約3,600万円	約3,800万円	
夫の配偶者手当受給額 (パート再就職後・ 税・社会保険料控除後)	約220万円	—	—	企業の配偶者手当(年11.9万円と仮定)、夫の配偶者控除／特別控除額の減少分、世帯の所得は減少。 ※夫の配偶者控除・配偶者特別控除額については、ケース②-Bと②-Cでは同額。
夫の配偶者控除・ 配偶者特別控除による受益額	約200万円	約200万円	約20万円	
ケース②-Bとの 世帯の可処分所得の差	—	約1,200万円	約2,200万円	
1日の労働時間 (週5日勤務の場合)	時給1,125円と仮定 令和5年賃金構造基本統計調査: 短時間労働者・学歴計・女性・産業計・企業規模計 1時間当たり所定内給与額			なお、一定時間以上勤務するパート社員には、スキル向上・時給増の機会が増加する可能性。 例) 社内研修・社内資格を通じた時給の増加
	3.4時間程度	5.1時間程度	6.8時間程度	

内閣府 HP より (出典:厚生労働省「賃金構造基本統計」等)
内閣府「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化(試算)について」<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2024josei/index.html>

※6 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者としている。

図20

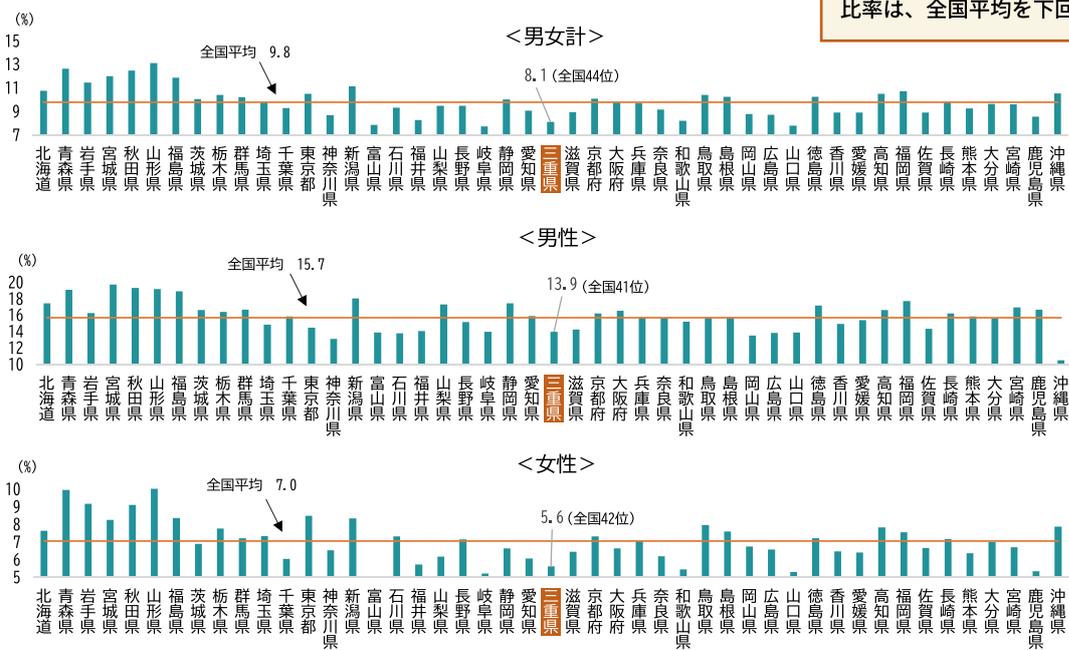
都道府県別の非正規雇用比率



三重県の女性は、全国平均と比べて非正規雇用比率が高い。

出典: 総務省「就業構造基本調査」(令和4(2022)年)
 ※非正規雇用比率=非正規雇用者/役員を除く雇用者

都道府県別の不本意・非正規雇用労働者比率



しかし、不本意・非正規雇用労働者比率は、全国平均を下回っている

出典: 総務省「就業構造基本調査」(令和4(2022)年)
 ※不本意・非正規雇用労働者とは、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者としている。